

労務 ROAD

■新年度チェックリスト

いよいよ新年度がスタートします。以下に新年度に行う業務のチェックポイントをご紹介しますので、この機会にチェックをされてはいかがでしょうか。

新入社員	・新入社員の雇用保険、社会保険の資格取得手続き
従業員の年齢	・40歳：満40歳到達月から介護保険料の徴収開始 ・65歳：介護保険料は満65歳到達月から徴収なし
通勤経路	・通勤経路の確認 ・マイカー通勤申請書の更新、任意保険の加入状況確認 ・運賃改定による通勤費変更の確認
従業員の家族	・従業員の扶養親族の状況確認（就学・就職）、家族手当の見直し ・従業員のお子様で20歳の学生の方の年金確認 →学生納付特例の制度を利用して保険料の免除申請ができます。 申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢年金が受けられなくなるばかりでなく、万一の病気や事故の際に、障害年金が受けられなくなる場合があります。
その他	・従業員の緊急連絡先や保証人の見直し（特に単身者の方） ・中退共の掛け金の見直し ・外国人社員の在留カードの在留資格、期限確認 ・労働条件の明示事項改正 ・時間外労働の限度基準の見直し（【建設業・自動車運転業務・医師等】限度基準適用除外の廃止）



【厚生労働省より】

■通勤手当の非課税限度額

通勤手当は、一定の金額までは非課税で支給することができます。
通勤手当を支給する際の非課税限度額について、通勤手段別に確認しましょう。

- 電車・バス通勤の場合：非課税限度額：15万円/月
- 自動車・自転車通勤の場合：非課税限度額：通勤距離に応じて定められています。

通勤距離(片道)	非課税限度額/月
2km 未満	全額課税
2-10km 未満	4,200円
10-15km 未満	7,100円
15-25km 未満	12,900円

通勤距離(片道)	非課税限度額/月
25-35km 未満	18,700円
35-45km 未満	24,400円
45-55km 未満	28,000円
55km 以上	31,600円

- 徒歩通勤の場合：全額課税対象となります。

とくに自動車・自転車通勤の場合は、従業員を雇い入れる際、通勤距離を確認するためにも、通勤経路報告書等の書面により通勤経路の確認を取っておくといでしょう。また、限度額を超えて非課税で通勤手当を支給していることが無いか、あわせてご確認ください。

【国税庁より】

ご不明点は、弊所担当までお気軽にお問合せください。

VOL.898
(2404-1)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：君野・池上・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

もうすぐ桜の季節ですが、皆さんはお花見など行かれますか？昨年は造幣局の桜の通り抜けに行きました。色や咲き方など様々な品種の桜があり、見ごたえがありました。今年も背割堤がきれいといいたので行ってみたいかと考えております！桜の季節は短いので満開の時期に晴れてくれると嬉しい

です！

(岩本)



4月労務スケジュール

- ・協会けんぽ 料率改定（健康保険・介護保険）
※翌月控除の場合
- ・新入社員 入社手続き
- ・昇給に伴う給与計算の基礎金額切り替えなど